STマーク取得済み製品(玩具)の「改良申請」の新設について

STマーク取得製品は、材料・製造工場・製品仕様・パッケージ表示等を変更する場合には、ST検査を「再申請」し、改めてSTマークを再取得する必要があります。

しかしながら、製品仕様やパッケージの「軽微な変更」(改良)に関しては、(ST 検査を再申請するのではなく)、既に取得している ST マークを維持(継続)しつつ、当該改良を認めて欲しい旨の要請が寄せられています。

つきましては、このほど一定の条件(下記 1.)のもとで、ST マーク取得済商品での「軽微な変更」を認める制度(「改良申請」)を新設しましたのでお知らせします。

- 1.「改良申請」が認められる要件
 - (1) ST マーク取得から 1 年以内の製品であること。 (但し、「改良申請」は 1 回のみとさせて頂きます。)
 - (2) 当該改良が、商品の同一性を損なわない「軽微な変更」であること。 (「軽微な変更」に該当する例を「別紙」に整理してあります。)
 - (3) 当該改良が、材質の変更を伴わない製品の物理的変更等であり、「第3部化学検査」の再検査をする必要がないこと。
- 2. 「改良申請」の留意点
 - (1) 製品の同一性が維持されますので、改良前の製品 (ST マーク取得済み製品) の ST マーク番号・検査合格日は、改良品に関しても維持されます。(ST 検査報告書の有効期限は、当初の ST マーク取得時の期限に変更はありません。)
 - (2) 改良前の製品 (STマーク取得済み製品) に行った ST 検査の「第3部化学検査の 試験報告書」(国内 ST 検査機関が行った検査報告書、海外ST検査機関が発行し た試験成績書の両方とも)の転用(再使用)が認められます。
 - (3) 製品本体には変更を加えず、パッケージのみを一部変更するケースも含まれます。
- 3.「改良申請」の手続
 - (1) ST 申請システムにて、改良前の製品 (ST マーク取得済み製品) を「受付番号」 又は「ST 番号」で検索。
 - (2) 検索結果一覧より、該当製品を特定の上、詳細画面の「確認」ボタンをクリック。
 - (3) 画面右上の「改良申請」ボタンをクリック。
 - ① 改良申請の入力が可能となります。 (商品名等は、変更が認められませんので、入力はできません。)
 - ② 申請可能な場合にのみ表示されます。但し、申請の条件に合致しない場合は、 検査機関の判断で申請を無効とする場合があります)
 - (4) 必要項目を入力、確認の上、「送信」ボタンをクリック。 改良した箇所について、「備考」欄に詳細をご記入下さい。
- 4. 適用日

平成25年2月6日

【別紙】

商品の同一性を損なわない「軽微な変更」の例

例1: RCカーにおける、外観では判らない程度でのボディの厚みの増嵩

(ボディ(本体)の強度を増すための改造)

例2: モーター駆動の玩具における、使用するモーターの変更

(本体を分解しなければモーターを取り出せない構造の製品のケース)

例3: 流通からの要請による、「商品パッケージ」表示の「バーコード」の変更

(STマーク合格番号は変更なし)

例4:「商品パッケージ」の記載事項の変更

(会社の移転に伴う、「商品パッケージ」表示の「連絡先」(所在地等)の変更)

例5:「商品パッケージ」のデザインの追加・変更

(小さな挿絵の差替え等)

※ 当協会事業の「共遊玩具」「日本おもちゃ大賞」等の標章(マーク)は、

「改良申請」を行わずに追加することができます。

「軽微な変更」とは認められない例

例 6 : 「商品名」「ST合格番号」の何れの変更

例7:「商品パッケージ」の変更(商品の同一性を損なうレベルの変更)

(メインの商品画像の変更。(流通からの要請による)特定の店舗用「専用パッ

ケージ」への変更等)

例8:ベビージムに使用する複数種類の「吊り下げパーツ」のうち、1種類の変更

例9: 適用する ST 基準を異にする表示(商品パッケージの表示)の変更

(旧基準(ST2002)による「表示」(「注意文」)の、新基準(ST2012)による表示(「警

告文」「注意文」)への変更